

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2016

月刊

# 中小企業レポート

# 2

No.471

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

巻頭特集

平成27年度 長野県における中小企業の労働事情





安心が

# 仕事を生む。

事業資金のお悩みは  
けんしんにお任せください。

## けんしん事業者カードローン

急な資金調達に、ATMまたは窓口で素早く対応いたします。

ご融資  
限度額

100万円以上2,000万円以内



長野県信用組合 **けんしん**

【ホームページ】 <http://www.naganokenshin.jp>

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2016

2

No.471

- 2 特集  
平成27年度  
長野県における中小企業の労働事情
- 8 好機逸すべからず  
～採択企業の取り組み事例紹介～  
カネテック株式会社（上田市）  
株式会社共進（諏訪市）
- 14 信州の街道物語  
中山道 本山宿



いけおいじんじゃ  
《池生神社》

宗賀本山区にある「池生神社」は池の権現ともいい、海神の娘・豊玉毘売命トヨタマヒメノミコトが祀られています。すぐ横には社殿の下から湧き出でる御神水でできた池があり、その水は目の病に効くといわれ、全国から参拝者が訪れます。昭和46年3月、池生神社社叢は市天然記念物に指定されました。

## ものづくり補助金説明会を開催します

長野県地域事務局では、試作品やサービスの開発、生産工程の改善のための設備投資を支援する「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の説明会を開催します。

開催日及び会場につきましてはホームページ（<http://www.alps.or.jp/mono-nagano2/>）からご確認ください。



ものづくりHP

# 長野県における中小企業の労働事情

毎年、7月1日を基準日とし、都道府県中央会において「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。大規模な集計を行うため、動きの速い昨今、公表時期の現況と乖離することもあります。「1～9人」の小規模企業まで調査対象としている数少ない資料としての特色を持っています。

本年で52回目となる本調査の抜粋をご紹介します。これからの時節、中小企業における労働問題に関する検討の一助としてご利用いただければ幸いです。

また、調査結果全体は本会ホームページに掲載しています。平成21年度分から格納していますので、経営環境、賃上げ、初任給など、経年同一の調査項目など比較してご覧いただくことも可能となっています。

<http://www.alps.or.jp/chuokai/roudou/>

## I. 調査のあらまし

### 1. 調査の目的

この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考に資することを目的とする。

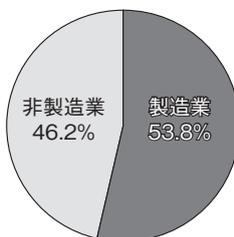
### 2. 調査方法・集計

長野県内の従業員300人以下の民間事業所（卸売業100人以下、小売業50人以下・サービス業100人以下）を対象に1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

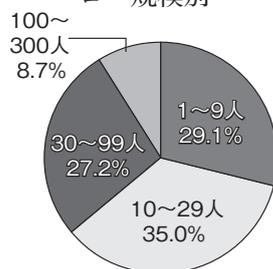
有効回答746事業所（回答率57.4%）について集計した。

#### (1) 集計事業所内訳

##### イ 産業別

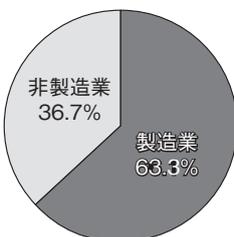


##### ロ 規模別

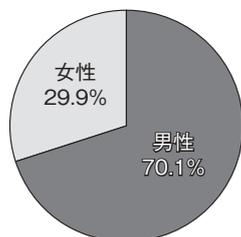


#### (2) 集計労働者内訳

##### イ 産業別



##### ロ 男女別



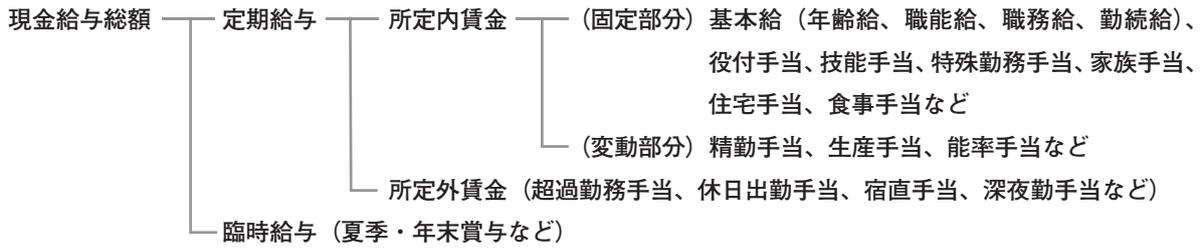
### 3. 調査時点

平成27年7月1日現在

### 4. 調査結果利用上の留意点

- (1) この調査で「常用労働者」とは、次のうちのいずれかに該当する者をいう。パートタイム労働者であっても、下記のイ・ロに該当する場合は常用労働者に含みます。
  - イ 期間を決めずに雇われている者、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者。
  - ロ 日々または1ヶ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者。
  - ハ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- (2) 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間が同じでも1週間の所定労働日数が少ない者をいう。
- (3) 「所定労働時間」とは、就業規則、労働協約などで定められている始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。
- (4) 「初任給」は、平成27年6月の1ヶ月間に支給した所定内賃金額（税込額）で通勤手当を除いたもの。
- (5) 賃金改定結果は平成27年1月1日から7月1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、賃金改定後の数値。

(6) 本調査における賃金分類



II. 調査結果の概要

1. 中小企業の経営環境

(1) 経営状況

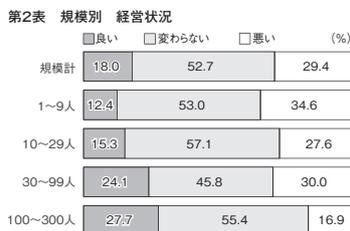
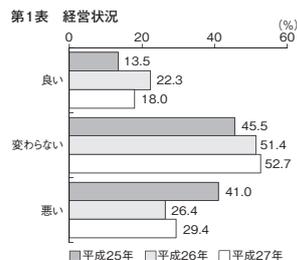
中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪い」とする事業所が29.4%（前年は26.4%）と前年に比べて3.0ポイント増加し、「良い」とする事業所は前年比4.3ポイント減少して18.0%と悪化した。

規模別には、「1～9人」で34.6%（前年34.9%）の事業所が「悪い」と回答し、最も高くなっている。「100～300人」では「良い」とする事業所が27.7%と前年を0.8ポイント上回った。

業種別にみると、製造業においては「印刷・同関連」が58.6%（前年61.1%）「悪い」としている。

その他業種も「変わらない」または「悪い」とする比率が70%を超えている。

非製造業でも、製造業と同様の傾向となっているなか、「良い」とする比率が「運輸業」27.6%（前年18.2%）で前年より増加している。



第3表 業種別 経営状況

業種	良い (%)	変わらない (%)	悪い (%)
食品	22.0	52.5	25.4
木材・木製品	20.0	40.0	40.0
印刷・同関連	3.4	37.9	58.6
窯業・土石	7.4	63.0	29.6
金属・同製品	23.9	53.4	22.7
機械器具	26.8	51.5	21.6
その他製造業	4.4	45.6	50.0

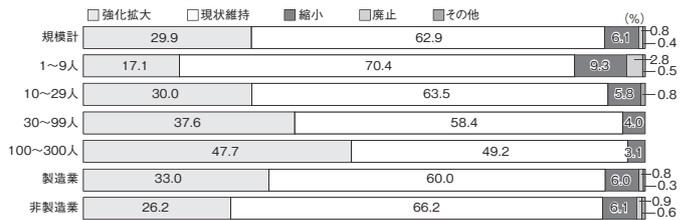
業種	良い (%)	変わらない (%)	悪い (%)
運輸業	27.6	62.1	10.3
建設業	20.0	58.3	21.7
卸・小売業	11.5	52.2	36.3
サービス業	18.3	50.7	31.0

(2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみると「現状維持」が62.9%（前年63.7%）と最も高く、「強化拡大」29.9%（前年29.5%）、「縮小」6.1%（前年4.6%）の順になっている。

規模別では、大きくなるほど「強化拡大」とする事業所の割合が高く、規模が小さくなるほど「現状維持」「縮小」とする割合が高くなっている。

第4表 主要事業の今後の方針

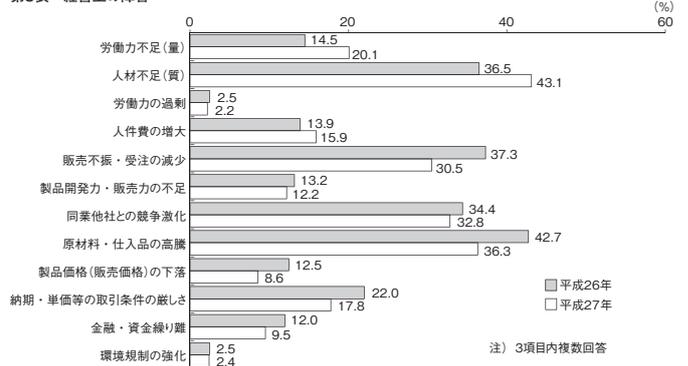


(3) 経営上の障害

経営上の障害は、「人材不足(質)」が43.1%（前年36.5%）、次いで「原材料・仕入品の高騰」が36.3%（前年42.7%）、「同業他社との競争激化」32.8%（前年34.4%）で、「原材料・仕入品の高騰」が6.4ポイント減少し、「人材不足」が6.6ポイント増加している。

事業規模また業種を問わず、この3項目に「販売不振・受注の減少」を加えた割合が高い。運輸業では「労働力不足(量)」がトップとなっている。

第5表 経営上の障害



第6表 規模別 経営上の障害上位3項目 (%)

規模別	1 位		2 位		3 位	
	項目	割合	項目	割合	項目	割合
1～9人	同業他社との競争激化	34.6	販売不振・受注の減少	30.8	人材不足(質)	29.9
10～29人	人材不足(質)	48.6	原材料・仕入品の高騰	40.2	販売不振・受注の減少	32.8
30～99人	人材不足(質)	49.5	原材料・仕入品の高騰	36.6	同業他社との競争激化	33.2
100～300人	人材不足(質)	44.4	原材料・仕入品の高騰	44.4	同業他社との競争激化	33.3
規模計	人材不足(質)	43.1	原材料・仕入品の高騰	36.3	同業他社との競争激化	32.8

注) 3項目内複数回答

業種別 経営上の障害上位3項目 (%)

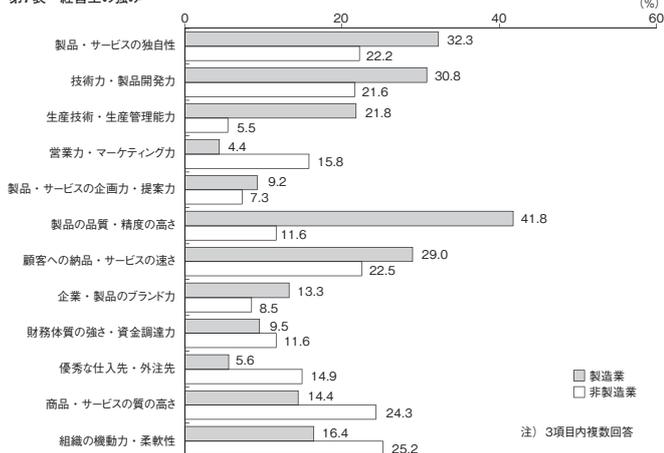
業種別	1 位		2 位		3 位	
	項目	割合	項目	割合	項目	割合
食料品	原材料・仕入品の高騰	70.7	人材不足(質)	34.5	同業他社との競争激化	27.6
木材・製品	販売不振・受注の減少	50.0	人材不足(質)	33.3	原材料・仕入品の高騰	33.3
印刷・関連	販売不振・受注の減少	58.6	同業他社との競争激化	37.9	原材料・仕入品の高騰	34.5
窯業・土石	原材料・仕入品の高騰	51.9	販売不振・受注の減少	44.4	人材不足(質)	40.7
金属・製品	人材不足(質)	59.8	原材料・仕入品の高騰	41.4	納期・単価等の取引条件の厳しさ	29.9
機械器具	人材不足(質)	51.0	納期・単価等の取引条件の厳しさ	37.5	原材料・仕入品の高騰	32.3
その他製造業	原材料・仕入品の高騰	50.0	販売不振・受注の減少	44.1	人材不足(質)	36.8
運輸業	労働力不足(量)	58.6	原材料・仕入品の高騰	48.3	同業他社との競争激化	34.5
建設業	人材不足(質)	44.1	同業他社との競争激化	44.1	労働力不足(量)	29.7
卸・小売業	同業他社との競争激化	43.6	販売不振・受注の減少	39.1	人材不足(質)	34.5
サービス業	人材不足(質)	51.4	同業他社との競争激化	38.6	労働力不足(量)	35.7

注) 3項目内複数回答

(4) 経営上の強み

製造業では「製品の品質・精度の高さ」が41.8% (前年44.9%)、「製品・サービスの独自性」32.3% (前年25.6%)、「技術力・製品開発力」30.8% (前年30.2%) の順に高く、非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が25.2% (前年26.4%)、「商品・サービスの質の高さ」が24.3% (前年30.4%)、「顧客への納品・サービスの速さ」が22.5% (前年29.7%) となっている。

第7表 経営上の強み (%)



2. 新規学卒者の採用・初任給

(1) 新規学卒者の初任給

[高校卒者の初任給]

高卒の初任給は、技術系で159,973円と前年比0.2%増、事務系は159,222円で前年比0.8%の増となっている。

[専門学校卒者の初任給]

専門学校卒の初任給は、技術系で168,129円、前年比1.3%減、事務系は174,205円で前年比8.6%の増となっている。

[短大卒者の初任給]

短大卒者の初任給は、技術系で174,054円と前年比微減、事務系は170,104円、前年比1.2%の増となっている。

[大卒者の初任給]

大卒者の初任給は、技術系で195,829円と前年比0.6%減、事務系は193,133円、前年比1.4%の増となっている。

第8表 新規学卒者の初任給

学卒者	職種	初任給(円)		対前年 上昇率(%)
		今年度	昨年度	
高校	技術系	159,973	159,622	△0.2%
	事務系	159,222	158,008	△0.8%
専門学校	技術系	168,129	170,372	▼1.3%
	事務系	174,205	160,400	△8.6%
短大	技術系	174,054	174,121	▼0.0%
	事務系	170,104	168,028	△1.2%
大学	技術系	195,829	197,012	▼0.6%
	事務系	193,133	190,555	△1.4%

(2) 新規学卒者の採用計画

平成28年3月の新規学卒者の採用計画が「ある」とする事業所は25.4%と前年比1.1ポイント減少している。

規模別では、「100～300人」で78.5%と前年比6.4ポイント増加、「30～99人」で39.1%前年比3.2ポイント減少し、「10～29人」も16.5%と4.2ポイント減少した。「1～9人」は7.4%と2.4ポイント前年比増加している。

第9表 規模別 平成28年度採用計画の有無 (%)

規模別	ある					ない	未定
	高校卒	専門学校卒	短大卒	大学卒	合計		
1～9人	7.4	1.2	1.0	1.2	70.0	22.6	
10～29人	16.5	1.9	1.3	1.6	52.3	31.2	
30～99人	39.1	2.1	1.7	1.3	33.7	27.2	
100～300人	78.5	3.2	2.1	1.9	7.7	13.8	
規模計	25.4	2.3	1.6	1.6	48.5	26.1	
全国平均	22.6	2.4	1.7	1.5	52.8	24.6	

### 3. 有期労働契約に関する 無期転換ルール等について

#### (1) 無期転換ルール認知状況

労働契約法の改正により平成25年4月から導入された「無期転換ルール」は、50.4%と半数が認知している。規模別では「100～300人」が92.3%と高く、規模が小さくなるにつれ認知度が低くなっている。

第10表 規模別 無期転換ルール認知状況 (%)

規模別	知っている (%)	知らない (%)
1～9人	26.5	73.5
10～29人	43.3	56.7
30～99人	71.4	28.6
100～300人	92.3	7.7
規模計	50.4	49.6
全国平均	45.7	54.3

業種別 無期転換ルール認知状況 (%)

業種別	知っている (%)	知らない (%)
食料品	55.9	44.1
木材・木製品	48.0	52.0
印刷・同関連	44.8	55.2
窯業・土石	48.1	51.9
金属・同製品	55.7	44.3
機械器具	73.2	26.8
その他製造業	52.9	47.1
運輸業	69.0	31.0
建設業	35.8	64.2
卸・小売業	38.4	61.6
サービス業	45.7	54.3
業種計	50.4	49.6
全国平均	45.7	54.3

#### (2) 無期転換ルールの特例認知状況

無期転換ルールの特例については、28.1%と認知度が低い。規模別では「100～300人」が56.9%と高く、規模が小さくなるにつれ認知度が低くなっている。

第11表 規模別 無期転換ルールの特例認知状況 (%)

規模別	知っている (%)	知らない (%)
1～9人	15.0	85.0
10～29人	22.7	77.3
30～99人	39.6	60.4
100～300人	56.9	43.1
規模計	28.1	71.9
全国平均	24.3	75.7

業種別 無期転換ルールの特例認知状況 (%)

業種別	知っている (%)	知らない (%)
食料品	20.7	79.3
木材・木製品	32.0	68.0
印刷・同関連	25.0	75.0
窯業・土石	29.6	70.4
金属・同製品	35.2	64.8
機械器具	43.3	56.7
その他製造業	26.5	73.5
運輸業	34.5	65.5
建設業	16.8	83.2
卸・小売業	24.3	75.7
サービス業	28.2	71.8
業種計	28.1	71.9
全国平均	24.3	75.7

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（有期雇用特別措置法）」が平成27年4月1日に施行されました。この法律により「高度専門職（専門的知識等を有する有期雇用労働者）」と「継続雇用の高齢者（年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者）」について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置（計画の作成等）が講じられる場合には、無期転換申込権発生に関する特例が適用されることとなりました。

### 4. 賃金の改定状況

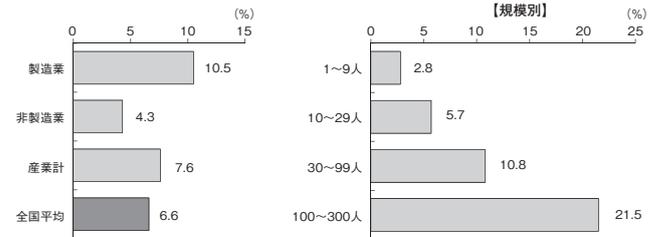
#### (1) 労働組合の組織状況

本調査による労働組合の組織状況は7.6%（前年

8.2%）、業種別では製造業で10.5%（前年同）、非製造業では4.3%（前年5.3%）の組織率となっている。

規模別では「100～300人」が21.5%（前年22.1%）、「30～99人」10.8%（前年12.8%）、「10～29人」5.7%（前年5.4%）と、規模が大きいほど組織率は高くなっている。

第12表 労働組合の組織状況



#### (2) 賃金の改定状況（平成27年1月から7月）

平成27年春の賃金改定（定昇含む）は、「引き上げた」とする事業所が48.2%（前年同）、「7月以降引き上げる予定」が8.1%（前年9.5%）ある一方で「実施しない（凍結）」が9.5%（前年17.1%）、「引き下げた」0.9%（前年1.4%）、「7月以降引き下げる予定」も0.1%（前年0.3%）あり、「未定」とする事業所も33.2%（前年23.6%）あった。

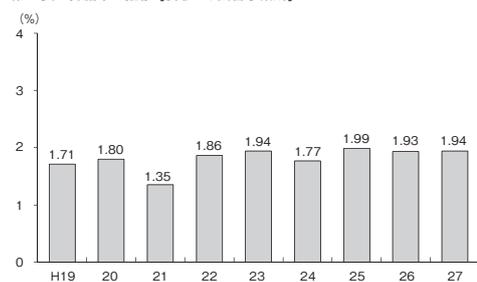
規模別では、「100～300人」で76.9%が「引き上げた」反面、「1～9人」では27.8%に止まっている。

第13表 規模別 賃金改定実施状況 (%)

規模別	引き上げた (%)	引き下げた (%)	今年実施しない（凍結） (%)	7月以降引き上げる予定 (%)	7月以降引き下げる予定 (%)	未定 (%)
規模計	48.2	0.9	9.5	8.1	0.1	33.2
1～9人	27.8	2.3	13.0	4.2	0.5	52.3
10～29人	51.0	0.4	11.5	8.0	-	29.1
30～99人	57.1	0.5	5.9	12.3	-	24.1
100～300人	76.9	-	1.5	7.7	-	13.8
全国平均	44.3	0.8	16.3	9.2	0.5	28.9

賃金昇給額・率をみると、「引き上げた」事業所の単純平均では昇給額5,732円（前年6,757円）、率にして2.34%（前年2.73%）となった。加重平均では、4,747円（前年4,771円）、率にして1.94%（前年1.93%）となっている。

第14表 昇給率の推移【引き上げ回答事業所】



注）「引き上げた」と回答した事業所の加重平均



# アレルギー治療が 新時代に



松本市 医療法人社団みのしまクリニック 院長 蓑島 宗夫

## アレルゲン回避と対症療法

アレルギー性疾患は、本人のアレルギー体質と外部からのアレルゲン（原因物質）で成立しているものが多く、しばしば身の回りのありふれたものであるため、避けて暮らすことは容易ではありません。日本（本州以南）で暮らしていれば3～4月にスギ花粉を吸わずに過ごすことはできません。寝具や床面にあるダニアレルゲンを、発生源対策によって室内から完全に排除することも現実にはできません。

このダニは、寝具を中心部まで50℃以上に加熱して殺してしまってから、家庭用掃除機で吸い取る作業を繰り返すことで、発生量をかなり減らすことができます。最近まで流行っていた光線を当てながら吸い取るダニクリーナーは、吸塵力の弱さゆえにほとんど効果がないのでご注意ください。強力な吸塵力を謳う高性能掃除機を使っても、生きたダニが繊維にしがみついていると効果は半減です。

このように、努力しても避けることがむずかしい身近なアレルゲンによっておきる鼻炎、結膜炎、ぜん息は、症状をやわらげる薬物治療によって、日常生活に支障がない程度に症状を改善することが可能になっています。がまんしたり放置したりせず、生涯うまくつきあっていく病気として、今日広く認知されるに至っています。

## 根本から治す免疫療法

ところが最近、スギ花粉とダニについては、根本的な治療を保険診療で受けられるようになりました。一生治らないと思っていたスギ花粉症やダニアレルギーと決別した人生を過ごすことも可能になってきました。

免疫療法と呼ばれる治療法には、アレルゲンを週1回程度の頻度で医療機関において皮下注射する方法と、連日自宅で口に含んでから飲み込む方法の2種類があります。スギ花粉の皮下注射は以前からありましたが、ダニの皮下注射が2015年4月から6歳以上で使用可能になりました。舌下法の方は2014年10月にスギ花粉の液剤が、2015年12月にダニアレルゲンの錠剤が12歳以上に処方できるようになりました。これらの薬を処方できるのは、講習を受けて試験をパスした医師に限られており、治療を受ける患者さんの側にも条件があります。詳細は「舌下免疫療法相談施設」として登録されている医療機関をネット検索して相談してみてください。2016年1月現在、長野県内には72医療機関が登録されています。



# 好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.57

カネテック株式会社（上田市）

高度なマグネット技術を誇る総合メーカーとして  
業界をけん引し、産業界に確固たる存在感を示す。

## マグネットで確固たる存在感を示す

カネテックは、国内には数社というマグネット応用機器の総合メーカー。工作機械のベッドに取り付けて加工物を保持する「マグネットチャック」など工作機械周辺で使われるマグネット



自社内の工作機械周辺でも活躍（吊上マグネット）

工具・装置を主力に、鋼材や重量物の吊上マグネット、ゴミの中から鉄やアルミを回収・選別する装置、食品・薬品等に混じる異物（主に磁性体）を除去する装置など、多種多様なマグネット応用機器を開発・製造しています。

同社は戦後、積算電力計を製造していた鐘淵通信工業（鐘通）の従業員が1949（昭和24）年に設立した企業組合が母体。やがて鐘通より機械設備を譲り受け自ら生産活動を始めた、いわゆるEBO（従業員による企業経営）の先駆けでした。その後、アメリカの磁石応用製品の紹介を受け、電気・通信機器からマグネット応用機器製造へとシフトしました。

「この分野の先進地であるヨーロッパ製品を参考に一から設計・製造に取り組み、製品範囲を広げてきました。以来、マグネット製品ひと筋です」と横山晃次社長。

工作機械メーカー各社のスペックに合わせて製品を標準化。その上でサイズや構造など顧客の要望に合わせて再設計し設置まで行う、きめ細かな対応が同社の特徴です。特許技術も多く、主力のマグネットチャックで国内60～70%、マテハン、環境、食品分野でも高いシェアを誇り、産業界で確固たる存在感を示しています。

## 新たな可能性をめざして

一方、海外競合メーカー等との価格競争や、国内小規模メーカーの短納期対応にいかにか打ち勝っていくかが同社の課題。

そのために取り組んだのが、主力製品であるマ



穴空け加工を行う最新鋭機械

グネットチャックの生産リードタイム短縮・短納期対応とコスト削減。それを可能にするのが、最も重要な工程である穴空け作業にかかる時間短縮と加工コストの削減です。



スピーディーな穴空け加工を実現

同社はものづくり補助金を活用し、高速で取り付け穴加工ができる最新鋭設備を導入。若手技術者中心のプロジェクトとして進め、工具の高寿命化と加工時間の60%削減を実現するとともに、技術者のスキルアップという大きな成果も得られました。

「総合メーカーである当社は多品種少量生産であり、価格面で厳しい競争にさらされています。今回のコストダウン対策によって、今まで失ってきた受注の回復と売上げ拡大を図りたい」と横山社長は期待しています。

2015年、すぐれた技術力で長年にわたりマグネット応用機器業界をけん引していることが評価され、同社は経産省「がんばる中小企業・小規模事業者300社」に選定。さらに、従来難しかった永電磁チャックの磁力調整を実現した革新的製品が長野県の「NAGANOものづくりエクセレンス2015」に認定されました。

「今後、マグネット汎用治具でマシニング業界に進出しようとして検討を進めている」と横山社長。マシニングセンターでは治具で固定して加工するのが一般的。高度なマグネット技術を応用した製品の開発で新たな可能性を拓こうと戦略を練っています。



丸型永電磁チャック（NAGANOものづくりエクセレンス2015認定）

## カネテック株式会社

代表者 代表取締役社長 横山晃次  
設立 1949（昭和24）年10月  
資本金 5億8,500万円  
本社 上田市上田原1111  
TEL.0268-24-1111 FAX.0268-24-1117  
事業内容 マグネット応用機器の製造・販売



## 特許技術「カシメ接合」で切削加工部品に新機軸。 医療機器で世界が注目する製品開発をめざす。



ものづくり補助金を活用した  
エレクトロプレスなどの装置

### より早く、より安く加工するために

共進は諏訪エリアでは珍しい自動車分野を中心に、ソレノイド・バルブなどの金属部品加工を手がけています。近年、油圧部品、建機部品、アミューズメント、医療機器（内視鏡用鉗子）など幅広い分野から受注が拡大。五味武嗣社長が自動車メーカー勤務を経て同社に入社した10年ほど前と比べ、現在の売上げは大きく伸びました。それをけん引しているのが特許技術である「カシメ接合」という画期的な金属接合法です。



カシメ接合による自動車部品

高精度が求められる金属部品は切削加工で成形するのが一般的。しかし加工時間が長く、材料費にコストがかさむ上、切削だけでは精度が得られないという難点もあります。

「より早く、より安く加工するためにはどうするか」。同社がオートマチック車の新たなシフトロック機構の核をなすソレノイド部品を受注した自動車メーカーからの要望に応えるかたちで開発したのが、部品をパーツごとに分けて加工し、後で組み合わせるカシメ接合法でした。

これは金属の加圧変形を利用して接合する技術。パーツごとに加工するため短時間で高精度の加工が可能で、材料のムダも省くことができます。さらに一体加工では不可能な異種材質の接合や薄板製品への接合も可能です。「創業以来行ってきた汎用旋盤による切削加工ではコストを落とせず、とはいえ設備投資もままならない。そこで削ったパーツを組み合わせる、この技術を追究するしかなかったという側面もありました」と五味社長。

### 世界が注目する研究開発に取り組む

カシメ接合のメリットは、アルミの部品の一部に鉄を使うなど、一つの部品の中で異なる機能を満足させる素材を選び、組み合わせることができること。その強みを活かし、幅広い分野への展開をめざしています。

そのためにも、ものづくり補助金を活用した「自動車用二次電池（蓄電池）における電極部品接合」への取り組みなど、要素技術（切削技術、研削技術、接合技術）開発に積極的に投資しています。さらに会社の取り組みについても積極的に情報発信。そのような取り組みが技術力向上と受注拡大につながっています。

「円安で日本に戻ってきているものを積極的に取っていききたい。またFCV用部品、電動ブレーキなど自動車関連のほか、油圧機器、医療機器、新エネルギー、航空機部品、光通信などでも次世代分野を手がけていきたい」

一方、諏訪地域のものづくり企業5社と医療機器分野での共同開発・受注を目的にした「SESSA」（中小企業医療機器開発ネットワーク）を結成。世界最小級の鉗子や特殊な注射針など、世界が注目する研究開発に取り組んでいます。2015年には長野県中小企業団体中央会が補助事業者となり



社内の製造設備

「平成27年度JAPANブランド育成事業」を申請し、ドイツ「デュッセルドルフ見本市」に出展、大きな注目を集めました。



### 株式会社共進

代表者 代表取締役 五味武嗣  
創業 1962（昭和37）年5月  
資本金 3,000万円  
本社 諏訪市中洲4650



TEL.0266-52-5030 FAX.0266-52-3314  
事業内容 ソレノイド・バルブ等の自動旋盤加工に付属する二次加工、カシメ加工、精密部品の切削加工



## 年次有給休暇の付与について

今回は、年次有給休暇の付与についてのQ&Aです。年次有給休暇は、雇い入れの日から6ヵ月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない、と労働基準法で規定されています。付与について実務上は、入社から6ヵ月経過したら個々に付与するか、または会社が基準日を定めて一齐に付与するか、どちらかの方法を採用していることと思います。また労使協定を締結して時間単位での年休取得や、会社の勤務カレンダーを活用した計画年休を採用するなど、様々な活用ができる一方で、トラブルも多いのが現実です。

### Q1 退職時にまとめて有給休暇を請求されたら断ることはできないか？

A1 退職の場合には、会社は有給休暇取得の請求を断ることができません。通常、業務の正常な運営を妨げる場合には、会社は年次有給休暇の時季変更権の行使ができるものとされていますが、退職の場合には退職日を超えて時季変更権の行使ができません。

### Q2 毎年4月1日に基準日を設けて有給休暇を一齐付与する場合に、入社1年未満の者にはどのように付与したらよいか？

A2 基本的な考えは、入社1年未満であっても、入社から6ヵ月経過後（全労働日の8割以上出勤した場合）に10労働日の有給休暇が取得できる必要があります。毎年4月1日に基準日を設けた場合、10月1日以降入社の者には、翌年度の4月1日に10労働日の有給休暇を与えれば問題ありませんが、4月1日から9月30日までに入社した者へは、6ヵ月経過の時点で10労働日の有給休暇を与える必要があります。また最初の基準日である翌年度の4月1日が到来したら、本来1年6ヵ月継続勤務した場合に付与する11労働日の有給休暇を前倒しで付与するようになります。

### Q3 パートから正社員に変更した場合に、付与日数はどのようにしたらよいか？

A3 付与の基準日における労働契約の内容（所定労働日数および所定労働時間）によって、比例付与（週所定労働日数に応じた日数を付与する方法）の対象となるかどうかを判断します。また正社員となった時点で、勤続年数をゼロに戻してスタートするケースもたまにみられますが、有給休暇の権利は職種変更や契約更新があったとしても引き継がれるため、付与日数の基準となる勤続年数は、継続勤務している限り、原則として当初の雇い入れ日からカウントして判断します。

以上のように、年次有給休暇のトラブルを避けるためには、制度について正しい理解をしておく必要があります。また退職時の一括請求を避けるためには、計画年休や時間単位年休を採用してこまめに取得を促進するか、取得方法や消化方法など検討してみるのも有効かと思います。

# 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)などが10月から順次施行されています！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」(若者雇用促進法)などが平成27年10月1日から順次施行されています。

## 適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

### 1. 青少年の雇用の促進等に関する法律(勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正)

<若者雇用促進法>

#### (1) 関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。**【平成27年10月1日施行】**

#### (2) 適切な職業選択のための取組の促進

##### ① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の(ア)～(ウ)の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

- (ア) 募集・採用に関する状況
- (イ) 労働時間などに関する状況
- (ウ) 職業能力の開発・向上に関する状況

##### ② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けられないことができるようになります。

##### ③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。

#### (3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。**【平成27年10月1日施行】**

② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設(地域若者サポートステーション)の整備などを行います。**【平成28年4月1日施行】**

### 2. 職業安定法の一部改正

ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。**【平成27年10月1日施行】**

## 職業能力の開発・向上の支援(職業能力開発促進法の一部改正)

#### (1) ジョブ・カード(職務経歴等記録書)の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード(職務経歴等記録書)を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。**【平成27年10月1日施行】**

ジョブ・カード制度について、詳しくは [厚生労働省 ジョブ・カード](#) **検索**

#### (2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占(資格取得者のみ名乗ることが許される)や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。**【平成28年4月1日施行】**

キャリアコンサルタントについて、詳しくは [厚生労働省 キャリアコンサルタント](#) **検索**

#### (3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。**【平成28年4月1日施行】**

技能検定制度について、詳しくは [厚生労働省 技能検定制度](#) **検索**

※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

詳しくは、長野労働局職業安定部 または ハローワークまでお問い合わせください。

## 信州の地酒普及促進・乾杯条例が 施行されました

地酒（県内で製造される清酒、ワイン、ビールその他の酒類）の普及促進及び地酒等での乾杯の普及を図ることにより、酒類関連産業の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的として昨年12月17日、「信州の地酒普及促進・乾杯条例」が公布・施行されました。

この条例は、議員有志が県内の酒造産業にエールを送ろうと発案し、地酒の普及を経済の振興と地域の活性化につなげたい経済団体からの要望もあり、全議員が参加する**信州の地酒振興議員連盟**が定例県議会において本条例案を議員提案し、全会一致をもって可決しました。

「地域資源である地酒の一層の普及を促進することにより、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指す」と前文に規定され、その上で楽しく心地よい適量の飲酒は「生活に豊かさと潤いを与える」と、酒の効能にも触れています。一方で飲み過ぎによる健康障害、飲酒運転などの弊害や、酒が苦手だったり体質的に酒が飲めなかったりする人にも配慮する記述が盛り込まれました。乾杯するのは「**地酒や個人の嗜好を尊重した飲料**」と明記し、必ずしもアルコール飲料にこだわらない乾杯を勧めています。

条例の全文はこちらから

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/chosa/katsudo/teian/documents/304.pdf>

## いざ出陣！「真田丸かるた」 ～県書店商業組合が製作販売～

長野県中央会  
チャレンジ事業  
活用事例

長野県書店商業組合（塩川明人理事長）では、本会のチャレンジ事業を活用し、NHK大河ドラマ「真田丸」の放映を記念して戦国武将の真田信繁（幸村）を題材にした「真田丸かるた」を発行し、県内の書店にて販売を始めました。

読み札は昨年7月から8月にかけて公募したものに解説を書き加え、真田氏の歴史や伝説などを楽しく学べる内容になっています。絵札は色鮮やかな戦国絵巻調で、真田ゆかりの人物や真田の里などが描かれており、信州新町在住のイラストレーター・天空若氏が手がけました。



人物や真田の里などが描かれており、信州新町在住のイラストレーター・天空若氏が手がけました。

かるた製作の責任者である柳澤純副理事長は、「このかるたは読み札に解説がついているので、読書するように家族で遊んでほしい」と話していました。

大河ドラマの名場面を思い浮かべながら、家族や友人とかるた大会を開催すると、真田氏について新しい発見があるかも知れません。

## 「信州の伝統工芸に出会う ～信州紬と加賀友禅のハーモニー～」を開催しました



自然豊かな信州の草木染料と養蚕が盛んであった県内各地で織られ続けた信州紬と、古都金沢が育んだ繊細で華やかな加賀友禅の帯を組み合わせたコラボ企画を1月14日から17日までの4日間、銀座NAGANOで開催しました。昨年春の北陸新幹線延伸により1時間ちょっとの距離になった長野県と石川県。伝統的工芸品の産地を多数抱える両県が協力して今回のイベントが実現しました。

やわらかい色合いの信州紬に華やかな加賀友禅の帯をコーディネートした着物の展示のほか、3日間の連続講座「伝統を知る・キモノを楽しむ」を開講し、着物専門家による組合せと着こなしの提案や伝統的工芸品の作り手による講演が行われました。

友人と参加された女性は、「着物が自然の法則や日本の風土に合っている衣服であるということがよくわかりました。コンサートや友人との食事会などに着物を着て行きたいです」と楽しそうに話してくれました。

## 第31回長野県伝統工芸品展を開催しました

1月27日から2月2日までの間、本会と長野県・長野県伝統工芸品産業振興協議会の共催で松本市の井上百貨店において第31回県伝統工芸品展を開催しました。今年のテーマは「来て、見て、感じる技とぬくもり」。



昨年大変好評だった小学生の伝統工芸品製作無料体験をチケット制にして今年も実施し、30日、31日の休日には多くの参加者が訪れ、順番を待つ長い列ができていました。また、近隣の小学校から製作体験希望校を招待し内山紙の紙漉きはがきの製作や飯山仏壇の金箔押のメダル製作の体験教室を併せて開催し、県内各地で作られている伝統工芸品の数々を見学したり歴史などを学びました。

同時開催の企画展「信州の伝統的工芸品せいぞろい」では、県内の国指定（経済産業大臣指定）の伝統的工芸品7品目と県指定（長野県知事指定）の伝統的工芸品を、展示パネルにより一堂に紹介しました。



### 長野県内の国・県指定の伝統的工芸品

#### 経済産業大臣指定伝統的工芸品（7品目）

木曾漆器・信州紬・飯山仏壇・松本家具・南木曾ろくろ細工・内山紙・信州打刃物

#### 長野県知事指定伝統的工芸品（18品目）

曲物・蘭檜笠・お六櫛・木曾材木工芸品・長野県農民美術・白樺工芸品・軽井沢彫・秋山木鉢・桐下駄・信州竹細工・信州鋸・あけび蔓細工・信州手描友禅・龍溪硯・飯田水引・松代焼・栄村つぐら・信州からまつ家具

中

山

本山宿道



もとやまじゃく  
本山宿は中山道32番目の宿場。

慶長7年に設置された中山道は、下諏訪から三沢峠・牛首峠を経て贄川に出たのであるが、同18年この地方の実質的支配者大久保長安の死去によって、その道は廃止されました。新たに塩尻・洗馬・本山を通る現在の道が開かれました。



そば切り発祥の地  
本山そばの里  
企業組合  
理事長  
花村 芳宏 氏

本山宿とそば切り

1614年に設置された本山宿の規模は、南北に約600m、江戸へ232<sup>き</sup>の位置にあり、板橋宿より32番目、本陣・脇本陣（兼問屋）・口留番所を具備していました。通行人等の記録に皇族・公家・大名等の記録が多数ありますが、1861年の皇女和宮の輿入れの行列は、総勢30,000人に及んだといわれています。また、明治維新後、地方の民情視察で1880年に巡幸された明治天皇の随行員は総勢423人であったといわれています。その他「そば切りといっぱもと信濃の国 本山宿より出て普く国々んもてはやされける」と紹介した、風俗文選の編纂発刊者 森川許六（1706年）・大田南畝（1805年）の壬戌紀行の狂歌「本山の蕎麦名物と誰も知る 荷物よここにおろし大根」も有名で通行人等により、本山のそば切りが他の国々に伝えられたと思考されます。人・物流により発展した本山宿も、明治維新での関所廃止令、また、鉄道の開通（1909年）で、宿場の機能を失い、宿民は生来の農耕・養蚕・薪炭の生産等、生きるすべの選択を余儀なくされましたが、そば打ちの技術

は各家庭の味として伝承されました。

1970年代よりの日本経済の高度成長は、農山村の若手労働力の流失を促し、農地の荒廃・有害鳥獣の被害を助長し集落の存危機が叫ばれました。平成3年、前記の各家庭の味として伝承されてきたそば打ちの技術を駆使し、村おこし事業に、本山新そば祭りを開催しました。信州博覧会でのそば打ちの実演、平成6年会員の全額出資で通年営業のそば店「そば切り発祥の地 本山そばの里」を開業しました。平成7年信州そば文化国際交流親善訪問団で、ドイツ国でのそば会を開催しました。また、平成17年、長年の懸案であった「そば切り発祥の地本山そばの里」の「商標」を取得しました。名に恥じない地産地消のそば店の営業と、本山宿の歴史的資産等を後世に伝えて参ります。



# ご存じですか？

## 長野県中央会の共済制度



### ビジネス Jネクスト

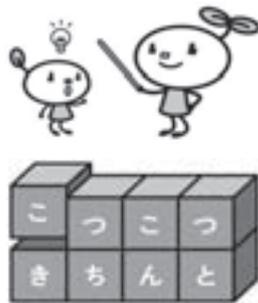
(業務災害補償保険)

事業活動にかかわる従業員のケガなどのリスクをカバーする保険です。長野県中小企業団体中央会のスケールメリットを活かした保険料でご加入できます。

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)  
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

※ビジネスJネクスト(業務災害補償保険)  
取扱代理店 三井生命保険株式会社

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



### 特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

### 生命保険

『長野県中央会団体扱\*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

\*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。  
※一部対象とならない商品・ご契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※ 記載の内容は、平成27年4月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※ 詳しくは、「商品/パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を  
最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住所	電話番号
北信	長野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-8302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
	飯田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
南信	諏訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

#### 三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8

TEL : 0263-34-3585

B-27-1124 (H27. 4) 使用期限H28. 3 三井-KB-27-75

# 災害緊急特別保証について

災害などの緊急事態の発生により事業への影響を受けている中小企業者の皆さまの経営安定と資金繰りを支援します。

災害緊急特別保証の概要	
ご利用いただける方	次の災害等により影響を受けているまたは受けるおそれがある中小企業者 ① 平成26年台風第8号の接近に伴う大雨に係る災害 ② 御嶽山噴火に係る災害 ③ 平成26年長野県北部地震に係る災害 ④ 平成27年12月以降の雪不足による影響 ※上記は平成28年1月7日時点の保証対象者です。
保証限度額	8,000万円以内
対象資金	災害等の発生により必要な事業資金（運転資金・設備資金） ※既存保証口の借換も可能です。
責任共有	責任共有制度の対象
保証期間	10年以内（据置期間2年以内を含む）
返済方法	期間1年超：元金均等返済 期間1年以内：元金均等返済または一括返済
信用保証料	年0.25%～1.70% ※通常より0.2%低い保証料率でご利用いただけます。 ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です。
貸付利率	金融機関所定の利率
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じて提供していただきます
添付書類	所定の申込資料の他「災害緊急特別保証制度 保証対象者確認書」 ※災害により受けている影響等を金融機関が確認のうえ作成します。
取扱期間	平成26年10月30日から当面の間 (ご利用いただける方の④は平成28年1月7日に追加されました。)

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
災害緊急特別保証	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。

中小企業のグッドパートナー&ベストサポーター



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail [hosyo@nagano-cgc.or.jp](mailto:hosyo@nagano-cgc.or.jp)

万が一、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

## マイナンバーが漏えいしてしまった場合には…

「重大な事態」が生じたときに、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。

### ■「重大な事態」とは

- (1) 漏えい・滅失・毀損又はマイナンバー法に反して利用・提供された特定個人情報に係る本人の数が100を超える事態
- (2) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧できる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態
- (3) 不正の目的をもって、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態 など

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

### ■個人情報保護委員会又は業界の所管官庁への報告

#### (1) 個人情報保護委員会に報告する場合

個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載している様式に、事実関係や再発防止策などを記載し、速やかに個人情報保護委員会に郵送で報告するよう努めてください。

※影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合、外部に漏えいしていないと判断される場合等の

個人情報保護委員会への報告不要の要件を全て満たす場合には、個人情報保護委員会への報告は不要です。

#### (2) 個人情報保護法に基づき所管官庁に報告する場合

所管官庁のガイドライン等に従って報告してください。

所管官庁から個人情報保護委員会に報告されますので、(1)の報告は不要です。

#### 事例

自宅で作業をするために、マイナンバーを保存している電子媒体（USBメモリ）を鞆に入れて持ち帰る途中で、鞆を紛失してしまった。



マイナンバー

### ■マイナンバーに関するお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 ※個人番号カードを紛失された場合のお問合せについては、個人番号カードコールセンターでも対応しています。

個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-783-578（有料）

## 2017年夏の信州デスティネーションキャンペーンの キャッチフレーズとロゴマークが決定しました。

このキャッチフレーズには、長野県が目指す「世界水準の山岳高原観光地づくり」を引き続き推進するとともに、「海の沖縄」「大地の北海道」などに匹敵する「山の信州」を広く印象づけ、多くの方にお越しいただきたいという思いを込めました。信州・長野県にお越しいただいた方に「世界級リゾートにふさわしい」と感じていただけるよう、県民が一体となってDCに取り組んでいきたいと思えます。

また、ロゴマークは、「世界を表す地球」と「信州の3つのアルプス」を合わせ、県木である「白樺」の葉をあしらったデザイン。信州の「世界級リゾートとしての伝統と品質」を表現しています。

信州DC：2017年7月1日～9月30日



世界級リゾートへ、  
ようこそ。山の信州

#### ☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ  
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、  
1人1日1kgのCO<sub>2</sub>削減”

わが社にも退職金制度！

「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。

【お問合せ先】（独）勤労者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部  
03(69907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

## 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2016

2

No.471

第471号 平成28年2月10日発行  
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）  
発行人 佐々木正孝  
発行所 長野県中小企業団体中央会  
長野市中御所岡田町131-10  
長野県中小企業会館内4F  
TEL.026-228-1171  
印刷所 カシヨ株式会社

# 地域の未来を 中小企業とともに。



\\ 話せるパートナー \\

## 商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定  
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利  
(元本保証)

1年、2年、3年から  
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす \\

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。  
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル 1F TEL:0263-35-6211



人を思う。未来を思う。

商工中金